

事業主各位

一般社団法人酒田労働基準協会

『職長等安全衛生教育』のご案内

時下、貴事業場様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より適切な安全衛生管理につきましてご努力いただき、感謝申し上げます。

さて、職長は労働者に対する指導・監督と共に、労働災害を防止するための事業場内の危険性・有害性を的確に把握し、対処する職務能力が必要とされております。

この度、当協会では労働安全衛生法第60条同規則第40条に基づき、新たに監督者になられた方等に対する職長等の安全衛生教育を、下記の通り実施することといたしました。

対象業種は下記の通りになります。

つきましては、是非この機会に受講いただきますようご案内申し上げます。

労働安全衛生法施行令

抜粋（職長等の教育を行うべき業種）

第十九条 法第六十条の政令で定める業種は次のとおりとする。

- 一 建設業
- 二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ たばこ製造業
 - ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）
 - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
- ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）
- 三 電気業
- 四 ガス業
- 五 自動車整備業
- 六 機械修理業

※労働安全衛生法施行令の改正により、令和5年4月1日から「食料品製造業」「新聞業」「出版業」「製本業及び印刷加工業」は当該教育の対象となりました。

記

1. 日 時：令和7年8月27日(水)～28日(木)
一日目 9時00分～17時50分 二日目 9時00分～17時00分
2. 会 場：酒田市総合文化センター4F （酒田市中心西町2-59 TEL24-2992）
3. 対 象 者：新たに監督者になられた方、リスクアセスメント教育を未受講の監督者
4. 申込期限：8月20日（水） 定員は24名。期限前でも定員になり次第締切ります。
申込状況によっては、受講日の変更をお願いする場合があります。（次回開催8月）
5. 受 講 料：基準協会会員 19,250円/名（内訳：受講料17,500円、消費税10%1,750円）
基準協会会員外 25,850円/名（内訳：受講料23,500円、消費税10%2,350円）
※テキスト代は含まれます。昼食代は含まれておりません。
6. 注意事項：申込みいただく前に、当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関して、当協会が開催する講習会等の対策について」をお読みください。
7. そ の 他：遅刻等、途中退席等をされたときは、修了証を交付できませんのでご注意ください。

申込要項

1. 受講申請：下記申込書に必要事項を記入し、FAXにて送信してください。

(FAX番号 0234-22-1316)

銀行振込の場合、荘内銀行酒田中央支店普通預金（口座番号 136413）

一般社団法人酒田労働基準協会

※振込手数料は、貴社にてご負担願います。

また、銀行振込の受領書をもって領収証に代えさせていただきます。

インボイス制度の対応には銀行振り込みの受領書の他、本申込書の添付・保管が必要になります。

2. 申込先：一般社団法人 酒田労働基準協会

適格請求書発行事業者登録番号 T9-3900-0500-7968

〒998-0043 酒田市本町 1-2-52 TEL 0234-22-1311 FAX 0234-22-1316

3. 注意事項：※受講の取り消しは、講習初日から3営業日前迄とし、以後の取り消しには受講料の返金はいたしません。また、受講当日の欠席や遅刻による受講キャンセルも、返金の対象とはなりませんのでご注意ください。

※受講料の納付がなければ受講申込受付が完了いたしませんので、早めに納付手続をお願いいたします。

※受講取消しに伴う受講料返金の場合、振込手数料は貴社にてご負担願います。

『職長等安全衛生教育』受講申込書

事業場名			
所在地	〒 TEL ()		
連絡担当者	所属部課	氏名	
受講者	氏名(フリガナ)	生年月日	現住所
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	

◇ 上記の通り 名分 計 円 内消費税 10% 円

◇ 払込方法は、下記のいずれかに✓を記入してください。

☐ 現金を協会に持参

☐ 月 日に銀行口座に振込

※ 受講料は申込締切日、8月20日（水）まで、必ず納入してください。

FAX送信 令和7年 月 日

FAX番号 (0234-22-1316) 一般社団法人酒田労働基準協会 行